

定 款

株式会社ハークスレイ

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ハークスレイと称し、英文では、HURXLEY CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと及び、次の事業を営む会社（外国法人を含む。）、その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援並びに管理することを目的とする。

1. 弁当、惣菜の製造販売及び製造販売指導並びに米及び弁当惣菜の加工、保管、配送業務
2. 酒類の販売及びうどん、そば、寿司、おにぎり、調理パン類、ファーストフードの製造加工販売並びに保管、配送業務
3. 農畜水産物の加工、販売、保管、配送業務及び調味料の販売、保管、配送業務
4. 米穀の販売並びに保管、配送業務
5. 米などの調理用原材料の加工方法の研究開発業務
6. 青果物、清涼飲料水、乳製品及び菓子類の販売並びに保管、配送業務
7. 食料品の販売並びに保管、配送業務
8. 梱包資材、台所用品、衣料、文房具、包装用品及び容器の製造販売並びに保管、配送業務
9. 厨房設備器具、看板、食堂什器及び食器類の製造販売並びにリース
10. 飲食店及びその他各種店舗の設計、施工業
11. 仕出し弁当及び出張パーティー等の食品の卸販売並びに保管、配送業務
12. 飲食店、喫茶店及びコンビニエンスストアの経営
13. 飲食店他各種コンサルティング業務
14. 不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理業
15. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物の画像を付けたもの）の企画、開発及び著作権、商標権、意匠権の管理業務
16. 紙製品（事務用品、学用品、日用品等）、玩具及び日用雑貨品の販売並びに保

管、配送業務

17. 生花、観葉植物の栽培、販売、賃貸業務及び保管、配送業務
18. 肥料、飼料の製造及び販売並びに保管、配送業務
19. 農畜水産物及び日用品雑貨の輸出入業務
20. 各種パーティーの企画、運営、管理の請負業務
21. 演劇、映画、コンサート、スポーツ等の各種催物のチケットの販売及び商品券
の販売
22. 事務用機器、コンピューター及び周辺機器並びにコンピューターソフトウェア
の販売、リース並びに情報処理・情報提供サービスに関する業務
23. 印刷物、出版物及び書籍類の販売並びに保管、配送業務
24. 郷土民芸品の販売
25. 旅館業
26. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
27. 宅配業務
28. 通信販売業務
29. 貨物運送取扱事業
30. コインランドリーの経営・管理・指導及びコインランドリー関連機器の仕入・
販売・修理・リース並びに洗濯用剤の仕入・販売
31. 漁業、養殖その他の水産食品の製造加工及び販売
32. 製氷、冷蔵、冷凍、凍結並びにその製品の販売
33. 菓子類及び穀物・豆類を原料とした加工品の製造及び販売並びに関連する原料、
製品等の輸入販売
34. 菓子並びに珍味、フルーツ類等の加工販売及び関連する原料、製品等の輸入販
売
35. 保健機能食品、健康食品の製造加工及び販売
36. 各種店舗の転貸
37. 店舗用什器、備品、建設資材、空調機器の販売及び設置
38. 建築工事、設備工事、土木工事の請負、設計、施工管理及びマネジメント業務
39. 第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代
理業及び適格機関投資家特例業務

40. 投資運用業及び投資助言・代理業
41. 不動産特定共同事業
42. 投資法人、投資信託の設定、運営、管理、募集及び販売に関する業務
43. 投資事業組合財産の運営、管理、募集及び販売に関する業務
44. M&A関連事業
45. 有料職業紹介業
46. 労働者派遣事業
47. 総合リース業
48. 家畜の飼育及び販売
49. 人材採用活動に関する請負業務
50. 人材の育成、職業適性能力の診断及び能力開発のための教育事業
51. 人間教育、能力開発に関する文化、情報の企画、制作、提供、講義、出版、及びコンピュータソフトの企画、制作、提供、販売並びに輸出・輸入
52. 国内外における総合法律情報の収集処理及び販売に関する事業
53. インターネットによる求人広告業
54. 人材教育のためのスクール運営業務
55. 就職情報の提供及び求人・採用活動に関するコンサルティング
56. テレマーケティング業務の企画・販売
57. 販売促進のための広告、企画及び情報提供業務
58. 販売促進活動における申込受付・顧客管理等の請負業務
59. インターネット等を媒体とした生活、文化、ビジネス等の情報提供サービス及びそのための企画、立案、調査、情報収集、並びに制作業務及び通信販売業務
60. 口座開設、クレジットカード、ローン等の取次に関する業務
61. 介護人材の育成
62. 福祉、医療、衛生に関する人材の育成及び能力開発、並びにその研修施設の経営、管理、運営、コンサルティング
63. 特定技能外国人支援事業
64. 特定技能外国人に係る職業紹介事業
65. 外国人雇用管理業務支援事業
66. 外国人採用支援事業

- 67. 労務管理に関する請負業務
- 68. 賃貸借契約、携帯電話に関する契約書等の斡旋業務
- 69. 映像、音声、文字情報制作に附帯するサービス業務
- 70. 事務処理、経理処理、電子計算機処理その他各種産業上の業務処理の請負
- 71. 各種講演会、講習会、セミナー等の企画、開発、運営及び管理
- 72. 前各号の事業への投資及び融資
- 73. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、66,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第10条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下、「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続などについては、法令又は定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令により別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の

1 以上を有する株主の出席する株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

②取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、会長がこれを招集し、その議長となる。

②会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

③取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役、各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場

合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第27条 当会社の監査役は4名以内とする。

（監査役の選任方法）

第28条 当会社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席する株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第30条 常勤監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

（監査役会の招集）

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査役の責任免除）

第32条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限

度として免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当及び基準日)

第37条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第38条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

(付 則)

第1条 この規程の改版は、株主総会の決議により行う。

第2条 この規程は、2007年6月27日株主総会決議により一部変更する。

第3条 この規程は、2009年6月25日株主総会決議により一部変更する。

第4条 この規程は、2018年6月20日株主総会決議により一部変更する。

第5条 この規程は、2021年5月18日取締役会決議により一部変更する。

(なお、会社法184条第2項に基づき、株式の分割に伴う発行可能株式総数の変更を、株主総会に代わって取締役会で行ったものである)

第6条 この規程は、2021年6月22日株主総会決議により一部変更する。

第7条 この規程は、2022年6月22日株主総会決議により一部変更する。

第8条 この規定は、2023年6月20日株主総会決議により一部変更する。

第9条 この規定は、2024年6月19日株主総会決議により一部変更する。

第10条 この規程は、2025年6月25日株主総会決議により一部変更する。